1003-01

一般社団法人日本原子力学会

海外情報連絡会規約

（International Nuclear Information Network、 ININ）

2023年9月6日　第69回海外情報連絡会全体会議承認

（目的)

第１条　本規約は、組織規程（0103）第6条ならびに連絡会規程（1003）に基づき設置する海外情報連絡会の組織・運営について定めることを目的とする。海外情報連絡会（以下、「連絡会」という）は、

（１）一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」とする）と海外の原子力機関の協力を推進する

（２）本会と海外の原子力関連学会会員相互の融和を促進する

（３）海外の原子力に関する情報伝達と調整を図る

ことを目的とし、設置する。

（運営）

第２条　連絡会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

（事業）

第３条　連絡会は以下の事業をおこなう。

（１）本会年会・大会時および定期的に講演会、討論会を開催する。

（２）定期的に連絡会会報を発行する。

（３）米国原子力学会日本支部（以下、「日本支部」という）としての活動を行うと共にその内容を米国原子力学会に報告する。

（４）その他、海外の原子力に関する情報伝達等に係る事業を随時、実施する。

２　事業を実施するにあたっては、部会等運営委員会、学会事務局等と適宜協議する。

（会員資格）

第４条　本会会員で第1条の目的に賛同するものは連絡会員となる資格を有する。

（入会と連絡会費）

第５条　連絡会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、

会員管理規約（0000-06）にしたがって連絡会費を納入する。なお、退会の際には、その旨を学会事務局に通知する。

（運営組織）

第６条　連絡会の運営は、連絡会員の互選による連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事各1名および運営委員6名以上により組織される運営小委員会がおこなう。

２　連絡会長は連絡会を代表し、連絡会の業務を統括する。また、日本支部の会長を兼務する。副連絡会長は連絡会長を補佐し、日本支部の副会長を兼務する。

３　連絡会長、副連絡会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。原則として、副連絡会長は任期満了後次期連絡会長に就任することを前提に選任される。

４　庶務幹事および会計幹事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。原則として、会計幹事は任期満了後次期庶務幹事に就任することを前提に選任される。

５　運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第７条　組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

２　小委員会の委員は、本会会員でなければならない。

３　各委員は、連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

（連絡会全体会議）

第８条 連絡会全体会議を年1回以上、原則としては本会年会・大会の際の年2回開催し、次の事項を審議する。

（１）活動計画および予算

（２）活動報告および決算

（３）運営体制

（４）その他、重要な事項

２ 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

（運営費）

第９条　運営費は、連絡会費をもって、運営することを基本とする。

第10条　運営費の予算、決算については、連絡会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

第11条　100,000円未満の予算執行については、電子メールで審議可能とする。委員現在数の 3 分の 2 以上の返信をもってメール審議が成立したとみなす。回答がない場合は棄権とみなす。棄権を除いた有効数の過半数の承認を持って決議とする。可否同数の場合は連絡会長の判断による。

（改定）

第12条　本規約の改定は、海外情報連絡会運営小委員会が起案し、海外情報連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

（下部規則）

第13条　本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

１　平成22年10月1日　第512回理事会改定、同日施行

２　改定履歴

　　①　昭和48年6月15日　第153回理事会制定

　②　昭和58年7月26日　理事会改定

　③　平成6年3月29日　名称変更

　④　平成22年10月1日　第512回理事会改定

　⑤　平成24年5月30日　第8回理事会改定

　⑥　平成27年9月11日　第53回海外情報連絡会全体会議起案、平成27年12月14日　第2回部会等運営委員会承認、平成28年1月26日　第6回理事会承認

　⑦　平成28年3月27日　第54回海外情報連絡会全体会議承認、平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告、平成28年5月24日　第8回理事会承認

　⑧　平成28年9月9日　第55回海外情報連絡会全体会議承認、平成28年12月22日　第2回部会等運営委員会報告、平成29年1月25日　第6回理事会報告

　⑨　2023年9月6日　第69回海外情報連絡会全体会議承認、 2024年2月22日　部会等運営委員会メール報告、2024年3月13日　第7回理事会報告

附則

１　平成27年9月11日起案の規約は、理事会承認日から施行する。

２　平成28年5月24日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。

３　平成28年9月9日承認の規約は、海外情報連絡会全体会議承認の日から施行する。

４　2023年9月6日承認の規約は、 海外情報連絡会全体会議承認の日から施行する。